

入 札 公 告

制限付き一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の6の規定により、下記のとおり公告する。

令和8年5月11日

石巻市長 齋藤正美



記

1 制限付き一般競争入札に付する事項

- (1) 件名 令和8年度 オフィスアプリケーション及びクライアントアクセスライセンス使用
- (2) 物品の数量等 別紙仕様書のとおり
- (3) 納入期限 別紙仕様書のとおり
- (4) 入札方法 制限付き一般競争入札
※非参集型入札とする（ホームページの「非参集型入札の手続について（お知らせ）」を参照のこと。）。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 入札日（開札日）において、次に掲げる全ての要件を満たしている者であること。
 - ア 石巻市契約規則（平成17年石巻市規則第57号。以下「契約規則」という。）第3条第2項に定める競争入札参加資格承認簿の「物品購入」に宮城県内の本店、支店、営業所等で登録され、「OA機器」を登録業種としていること。
- (2) 次に掲げる者は、入札に参加することができない。
 - ア 令第167条の4に該当する者
 - イ 石巻市競争入札参加資格者指名停止等措置要綱（平成17年石巻市告示第180号）第2条第1項の規定による指名停止又は同要綱第12条第1項から第3項までの規定による指名回避を受けている者
 - ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされた者。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る更生計画認可の決定があった場合にあつては、当該申立てがなされていない者とみなす。
 - エ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされた者。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る再生計画認可の決定が確定した場合にあつては、当該申立てがなされていない者とみなす。
 - オ 石巻市入札契約に係る暴力団等排除要綱（平成20年石巻市告示第268号）別表各号に規定する要件に該当する者

カ 業務全般に関し、不正又は不誠実な行為の疑いにより、地方公共団体が契約を締結するに不適当な相手方に該当するおそれがある者

3 入札日程

手続等	期間・期日・期限	場所等
仕様書等の閲覧	令和8年5月11日（月）から 令和8年5月28日（木）まで	石巻市ホームページに掲載
仕様書等に対する質問の受付	令和8年5月20日（水）正午まで	教育委員会学校管理課 I C T環境推進係 (電子メールにより提出すること。)
質問への回答書の閲覧	令和8年5月22日（金）から 令和8年5月28日（木）まで	石巻市ホームページに掲載
入札書提出期限	令和8年5月28日（木） 午後5時必着	教育委員会学校管理課 I C T環境推進係 ※郵便の場合 「一般書留」又は「簡易書留」 ※窓口持参の場合 学校管理課へ提出
入札日（開札日）	令和8年5月29日（金） 午前9時	教育委員会学校管理課 I C T環境推進係

(注) 入札公告の開始日から仕様書等に対する質問への回答の閲覧開始日までの期間内に仕様書等の訂正及び追加を行う場合がある。入札に参加する者は、閲覧図書等で仕様書等の訂正及び追加内容を確認するとともに、質問への回答を確認の上、入札書を提出すること。

4 質疑応答

(1) 質問の提出

前記3に示す期限までに質疑応答書により、電子メールで提出すること。

提出先：教育委員会学校管理課 I C T環境推進係

電子メールアドレス：isbdeddsdsa@city.ishinomaki.lg.jp

(2) 質問への回答

前記3に示す期日に石巻市ホームページへ回答書を掲載する。

掲載場所

『トップページ>事業者の方へ>入札・契約>発注情報>賃貸借関係>質疑応答』

5 入札保証金に関する事項

入札保証金は、免除する。

6 入札書の提出

- (1) 本公告の申請の提出に係る費用は、入札参加申請者の負担とし、提出された書類は返却しない。
- (2) 入札書の提出期限は原則として開札日前日の午後5時とし、提出期限を過ぎてから到着したものは、無効とする。
- (3) 入札書の日付は、入札日（開札日）を記入する。
- (4) 入札書は、「入札等の案件名」、「開札日」及び「入札者名」を明記した中封筒に封入封かんし、郵便（「一般書留」又は「簡易書留」）又は持参すること。

なお、外封筒の宛名は「石巻市役所」とせず、以下のとおり記載する。

<送付宛先> 〒986-0825 宮城県石巻市穀町14番1号

石巻市教育委員会学校管理課 ICT環境推進係 行

7 入札の回数

- (1) 入札執行回数は、原則として1回とするが、開札の結果、予定価格の範囲内の価格の入札がない場合は、再度入札を行うものとし、再度の入札の回数は、1回とする。
なお、再度の入札等を行う場合は、開札日中に電子メールにより行う。
- (2) 初度の入札で無効となった者は、再度の入札に参加することはできない。
- (3) 再度の入札の結果、落札者が決定しなかった場合は、令第167条の2第1項第8号の規定による随意契約により契約を締結する。

8 入札の無効

本公告に示した入札に参加するものに必要な資格のない者のした入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合は、落札決定を取り消すものとする。

また落札者決定時点で前記2（1）に掲げる要件を満たさない者のした入札及び前記2（2）に掲げる者のした入札は、無効とする。

なお、金額その他重要事項の記載が不明確な入札（修正可能な筆記用具の使用等）は、無効とする。

9 落札者の決定

- (1) 入札を行った者のうち、予定価格以下で最低の価格を提示した者（以下「落札候補者」という。）に決定するものとする。
- (2) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方交付税に係る課税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を控除した金額を、入札書に記載すること。

1 0 入札結果の公表

本入札の結果が確定した場合は、その結果を入札参加者に対し、電子メールにより通知する。

1 1 契約保証金

契約保証金は、免除する。

1 2 その他

- (1) 入札に参加する者は、本公告のほか、石巻市契約規則、石巻市建設工事競争入札参加心得等、関連法規を遵守すること。
- (2) 入札への参加を辞退する場合は、事前に発注担当課へ届け出ること。
- (3) 落札者は、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する課税事業者又は免税事業者であるかの届出書を速やかに提出すること。
- (4) 落札者は、この賃貸借に係る契約を締結した後において、入札が契約規則第13条4号に該当する行為によるものであったことが明らかになったときは、当該契約金額の100分の20に相当する額の損害賠償を支払わなければならない。
- (5) 上記(4)の規定による損害賠償金は、本市に生じた実際の損害額が上記(4)の規定する損害賠償金の額を超える場合は、その超える額につき、なお請求することを妨げない。上記(4)の規定により落札者が損害賠償金を支払った後に、実際の損害額が前記(4)の規定による損害賠償金の額を超えることが明らかになった場合においても、同様とする。
- (6) 詳細又は不明な点については、石巻市教育委員会学校管理課ICT環境推進係に照会のこと。

※ 落札決定した事業者は、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する課税事業者又は免税事業者であるかを契約書作成前に届け出ること。

※ 契約相手方は、契約書作成前に速やかに内訳表等を提出すること。

担 当：石巻市教育委員会 学校管理課 ICT環境推進係

T E L：0225-95-1111（内線 5034）

F A X：0225-22-5160

E-mail：isbdedsdsa@city.ishinomaki.lg.jp